

岩倉市 P P P ／ P F I 手法導入優先的検討 ガイドライン

平成 3 0 年 3 月

目 次

1	総則	P 1
2	優先的検討の開始時期	P 2
3	優先的検討の対象とする事業と例外	P 2
4	適切なPPP／PFI手法の選択	P 3
5	簡易な検討	P 3
6	詳細な検討	P 4
7	評結果価の公表	P 4

1 総則

(1) 目的

本ガイドラインは、優先的検討を行うに当たって、必要な手続きを定めることにより新たな事業機会の創出や民間投資の喚起を図るとともに効率的かつ効果的な公共施設整備事業を進め、低廉かつ良好なサービスの提供を確保し地域経済の健全な発展に寄与することを目的とします。

(2) 定義

本ガイドラインにおいて、次に掲げる用語の意義は、以下のとおりとします。

P F I 法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）
公共施設等	P F I 法第2条第1項に規定する公共施設等（道路、鉄道、港湾、空港、河川、公園、水道、下水道、工業用水道等の公共施設、庁舎・宿舍等の公用施設、賃貸住宅、教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設、情報通信施設、熱供給施設、新エネルギー施設、リサイクル施設（廃棄物処理施設を除く）、観光施設、研究施設、船舶、航空機等の輸送施設、人工衛星及びこれらの施設に準ずる施設として政令で定めるもの）
公共施設整備事業	P F I 法第2条第2項に規定する公共施設等の整備等（公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。）に関する事業）
利用料金	P F I 法第2条第6項に規定する利用料金（公共施設等の利用に係る料金）
運営等	P F I 法第2条第6項に規定する運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む）
公共施設等運営権	P F I 法第2条第7項に規定する公共施設等運営権（公共施設等運営事業を実施する権利）
整備等	建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、地域住民に対するサービスの提供を含む
優先的検討	本ガイドラインに基づき、公共施設整備事業の方針を検討するに当たって、多様なP P P／P F I手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設整備事業を行う従来型手法に優先して検討すること

(3) 対象とするPPP／PFI手法

本ガイドラインの対象とするPPP／PFI手法は、以下のとおりとします。

民間事業者が公共施設等の運営等を担う手法	公共施設等運営権方式
	指定管理者制度
	包括的民間委託
	O方式（運営等 Operate）
民間事業者が公共施設等の設計、建設又は製造及び運営等を担う手法	BT方式（建設 Build－移転 Transfer－運営等 Operate）
	BOT方式（建設 Build－運営等 Operate－移転 Transfer）
	BOO方式（建設 Build－所有 Own－運営等 Operate）
	RO方式（改修 Renovate－運営等 Operate）
民間事業者が公共施設等の設計及び建設又は製造を担う手法	BT方式（建設 Build－移転 Transfer）（民間建設買取方式）
	民間建設借上方式及び特定建築者制度等（市街地再開発事業の特定建築者制度、特定業務代行制度及び特定事業参加者制度並びに土地区画整理事業の業務代行方式をいう。以下同じ。）

2 優先的検討の開始時期

新たに公共施設整備事業を行うために基本構想、基本計画等を策定する場合及び公共施設等の運営等の見直しを行う場合のほか、次に掲げる場合その他の公共施設整備事業の方針を検討する場合に、併せて優先的検討を行うものとします。

- (1) 「公営企業の経営に当たっての留意事項について」（平成26年8月29日総務省自治財政局通知）第2の「経営戦略」の策定又は改定を行う場合
- (2) 公有地の未利用資産等の有効活用を検討する場合
- (3) 公共施設等の集約化又は複合化等を検討する場合

3 優先的検討の対象とする事業と例外

(1) 優先的検討の対象とする事業

次のいずれかの事業費基準を満たす公共施設整備事業を優先的検討の対象とします。

- ① 事業費の総額が10億円以上の公共施設整備事業（建設、製造又は改修を含むものに限る。）
- ② 単年度の事業費が1億円以上の公共施設整備事業（運営等のみを行うものに限る。）

(2) 優先的検討の例外とする事業

次のいずれかに該当する公共施設整備事業を優先的検討の対象から除きます。

- ① 既にPPP／PFI手法の導入が前提とされている公共施設整備事業
- ② 競争の導入による公共サービスの改革に関する法律（平成18年法律第51号）に基づく市場化テストの導入が前提とされている公共施設整備事業

- ③ 民間事業者が実施することが法的に制限されている公共施設整備事業
- ④ 災害復旧事業等緊急に実施する必要がある公共施設整備事業
- ⑤ 市において、優先的検討の対象から除くと決定した公共施設整備事業

4 適切なPPP／PFI手法の選択

(1) 採用手法の選択

優先的検討の対象となる公共施設整備事業について、5の簡易な検討又は6の詳細な検討に先立って、当該事業の期間、特性、規模等を踏まえ、当該事業の品質確保に留意しつつ、最も適切なPPP／PFI手法（以下「採用手法」という。）を選択するものとします。この場合において、唯一の手法を選択することが困難であるときは、複数の手法を選択できるものとします。

(2) 評価を経ずに行う採用手法導入の決定

採用手法が次に掲げるものに該当する場合には、それぞれ次に定めるところにより、評価を経ずに当該採用手法の導入を決定することができるものとします。

- ① 指定管理者制度を採用する場合5の簡易な検討及び6の詳細な検討の省略
- ② 当該事業が施設整備業務の比重の大きいもの又は運営等の業務内容が定型的なものに該当する場合におけるBTO方式では、5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施
- ③ 民間事業者からPPP／PFIに関する提案がある場合であって、当該提案において、従来型手法による場合と採用手法を導入した場合との間での費用総額の比較等の客観的な評価により、当該採用手法の導入が適切であるとされている場合における当該採用手法では、5の簡易な検討を省略し、6の詳細な検討を実施

5 簡易な検討

(1) 費用総額の比較による評価

市は、別紙のPPP／PFI手法簡易定量評価調書により、自ら公共施設整備事業を行う従来型手法による場合と採用手法を導入した場合で、次に掲げる費用等の総額（以下「費用総額」という。）を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。なお、4の適切なPPP／PFI手法の選択において複数の手法を選択した場合は、各々の手法について費用総額を算定し、その最も低いものと従来型手法による場合の費用等で同様の比較を行うものとします。

- ① 公共施設整備事業（運営等を除く。）の費用
- ② 公共施設等の運営等の費用
- ③ 民間事業者の適正な利益及び配当
- ④ 調査に要する費用
- ⑤ 資金調達に要する費用
- ⑥ 利用料金収入

(2) その他の手法による評価

採用手法の過去の実績が乏しいこと等により費用総額の比較が困難と認めるときは前項にかかわらず、次に掲げる評価その他公的負担の抑制につながることを客観的に評価することができる方法により採用手法の導入の適否を評価することができるものとします。

- ① 民間事業者への意見聴取を踏まえた評価
- ② 類似事例の調査を踏まえた評価

6 詳細な検討

5の簡易な検討において採用手法の導入に適しないと評価された公共施設整備事業以外の公共施設整備事業を対象として、専門的な外部コンサルタントを活用するなどにより要求水準、リスク分担等の検討を行った上で、詳細な費用等の比較を行い、自ら公共施設整備事業を行う従来型手法による場合と、採用手法を導入した場合とで、費用総額を比較し、採用手法の導入の適否を評価するものとします。

7 評価結果の公表

それぞれの検討の結果、PPP／PFI手法の導入に適しない評価した場合には、以下の表に掲げる事項を、それぞれホームページ上で公表するものとします。

検討の種類	公表の時期	公表の内容
5 (1) 簡易な検討の費用総額の比較による評価	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期	・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨 ・ その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項
	入札手続きの終了後の適切な時期	・ PPP／PFI手法簡易評価調書の内容(5 (1) ①～⑥の内容を含む)の結果
5 (2) その他の手法による評価	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期	・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨及び客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらないものに限る)
	入札手続きの終了後等適切な時期	・ 客観的な評価結果の内容(当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながるものに限る)
6 詳細な検討の結果	PPP／PFI手法を導入しないこととした後、遅滞ない時期	・ PPP／PFI手法を導入しないこととした旨 ・ その他当該公共施設整備事業の予定価格の推測につながらない事項
	入札手続きの終了後の適切な時期	・ PPP／PFI手法簡易評価調書の内容(6の詳細な検討の結果を踏まえて更新した場合は更新した後のもの)

抜粋

岩倉市民間委託等推進ガイドライン

平成30年3月

目 次

1	民間委託等の基本的な考え方	P 1
2	民間委託等の目指す方向性	P 2
3	民間委託等を検討する業務の範囲	P 3
4	民間委託等の手法	P 4
5	民間委託等の検討	P 7
6	民間委託等の活用に向けた推進方策について	P 12

1 民間委託等の基本的な考え方

(1) ガイドライン改訂の趣旨

本市では、平成21年1月に「民間委託等検討ガイドライン」を策定し、民間委託等の考え方、対象とする事業等を整理し、良質で効率的な行政の推進を図るとともに、市民との協働や市民参加の促進を図ることとしてきました。また、国では公共サービスイノベーションや地方行財政改革を促す取組を進め平成28年度から平成30年度までを集中改革期間として、地方における民間活力の大胆な活用を加速させようとしています。

今回の「民間委託等検討ガイドライン」の改訂は、国における民間委託等の推進への取組動向等を踏まえて、改めて民間委託等の推進の基本的な考え方を整理するとともに、新たな分野における民間委託等の推進に向けた具体的な検討の手順整理、民間からの提案を促す情報提供の方針などを定め、実効性のあるガイドラインとして見直しを行うものです。

(2) 民間委託等の考え方

このガイドラインにおける「民間委託等」とは、市が行政としての責任を果たす上で必要な監督権を確保しつつ、市の事務事業の全部又は一部を民間事業者や外部団体、個人等に委ねることです。

民間委託等の推進に向けては、以下の考え方を基本とします。

- ① 「民間にできることは民間に」との考え方を基本に、市が実施している業務について、まず必要性の観点から廃止すべきものは廃止した上で、民間と市の役割分担の見直しを行い、サービスの向上やコスト削減など業務効率を向上させるため、民間事業者等に具体的な実施を委ねる民間委託等を積極的に進める。
 - ② 「あらゆる手法を活用」との考え方を基本に、民間委託等の導入に当たっては、従来から実施している民間委託、指定管理者制度だけではなく、市場化テスト、PFI、包括的委託その他のあらゆる手法の活用について検討する。

2 民間委託等の目指す方向性

(1) 市民サービスの質の維持向上

民間のノウハウ、専門知識、技術等を活用することにより、迅速な事務の遂行や行政だけでは生み出すことができなかった多様なサービスの展開を図り、市民サービスの質の維持向上を目指します。

(2) 行政経営資源の有効活用と重点配分

市と民間の役割分担について「事業の最適化」の観点から徹底的に見直し、市が担うべき役割を明確にすることにより、限られた行政経営資源を市が直接実施すべき分野である政策立案機能や調整機能の強化、少子高齢化等の社会情勢の変化に対応した優先度の高い分野へ重点的に配分することで有効に活用することを目指します。

(3) 経費の削減と事務の効率化

民間委託等の活用により、より効率的な事業実施を可能とするとともに、経費や職員数の削減、事務の効率化につなげます。

(4) 市民、NPO等との協働の推進

地域に密着した市民、NPO等との協働により、市民サービスを展開することで多様な主体の活動機会を提供し、市民力、地域力の向上を図ります。

なお、事業を市民、NPO等に委託した場合、行政サービスの質を確保できないと判断する時は、将来的に委託が可能となるよう市民団体等の育成又はサポートに努めます。

(5) 民間的視点・発想の積極的な導入

民間委託等の活用により、既存事業の整理、再構築や多様な主体との連携、協働の取組を進め、行政組織内に民間的な発想や新たな発想の事業手法等に積極的に取り組む意識改革を図ります。また、民間がどのような発想で、どのような市民サービス提供を考えるかなどについて民間とともに考えていくことで、民間感覚での発想転換とノウハウの蓄積を目指します。

【留意点】

民間委託等を推進する際は、経費節減が優先され、サービスの低下や安全確保の危惧がないよう、また、委託先との責任分担の明確化、緊急時の業務継続などを総合的に判断し効果を見極める必要があります。

業務によっては、直営に比べ、直接的な経費負担が若干増える場合でも、市民サービス向上等のメリットが大きければ民間委託等を推進します。

3 民間委託等を検討する業務の範囲

対象とする業務は、現在市が実施している全ての業務及び今後実施する新規の事業としますが、次の項目について特に取り組む必要があります。ただし、法令上の規定や公正性、公平性等の観点から市が直接実施すべき業務は除きます。

(1) 民間委託等に適すると考えられる類型的業務への導入の検討

一般的に民間委託等に適すると考えられる業務（別紙1「民間委託等に適すると考えられる類型的業務一覧」）について、積極的に民間委託等の導入に取り組む必要があります。その際は、業務の包括的な委託だけでなく、業務の分割による委託も積極的に検討します。

(2) 民間委託内容等の見直し・拡大

既に民間委託等を行っている業務について、業務遂行状況の把握や検証を行い委託内容の見直しや拡大について検討します。特に、委託料の積算について見直すべき点はないか、委託先が固定化していないかなど、前例にとらわれず、見直しを検討します。

(3) 岩倉市PPP／PFI手法導入優先的検討ガイドラインの対象となる事業

岩倉市PPP／PFI手法導入優先的検討ガイドラインにおいて、公共施設整備事業におけるPPP／PFIの優先的検討の開始時期と優先的検討の対象とする事業を定めています。該当する事業については、同ガイドラインを踏まえ検討し、該当しない事業については、民間委託等推進ガイドラインに基づき検討します。

5 民間委託等の検討

(1) 検討の視点

市事務事業における民間委託等は、その効果と問題点を十分に踏まえるとともに、市の施策との整合性や、施設や職員配置等の事業の運営状況などを総合的に勘案して判断する必要があります。そのため、民間委託等を検討する際には下記の視点を踏まえ「民間委託等を積極的に推進する事務事業」と「直営で実施すべき事務事業」とに分けます。

視点㊦：民間委託等が可能な事務事業であるか

市が行う事務事業を幅広く検討し民間委託等の適否を判断します。ただし、法令の規定により市が直接実施しなければならないものや、公権力の行使（許可や市税の賦課など）にあたるもの、市自らの判断（政策立案や予算編成など）が必要となるものは除きます。

視点㊧：現状の業務運営体制の課題はないか

現状の体制において、職員配置状況や業務運営における課題はないかを確認します。

視点㊨：サービス水準が確保できるか

あらかじめ市が確保すべきサービス水準を明確にし、民間委託等によって市民サービスの低下が生じないかどうかを検討します。

視点㊩：コスト比較、費用対効果、効率性等の分析をする

市直営で行う場合と委託等にした場合とのコスト比較を行い、費用対効果に留意しながら、現状よりも効率性が向上するかどうかを分析します。

(2) 検討の手順

民間委託等の検討に当たっては、次の手順により行うものとします。この検討の流れは、一度検討、見直して終わりということではなく、状況の変化等に応じて繰り返し行う必要があります。

検討の手順フローチャートは別紙2のとおりです。

■ 手順1：そもそも必要な業務か？

市が実施している業務について、何を目的に、どのような成果を得るために実施している業務であるかを明確にした上で、社会経済状況の変化、ニーズの低下、法令等の見直し等により、その必要性や成果が認められない、又は薄れたもの、類似業務や代替手段のあるものは廃止します。

■ 手順2：民間が主体となって実施できるサービスか？

必要性が認められ、市が実施している業務について、公的関与の観点から、市として関与すべき業務であるかを明確にし、公的関与の必要性が薄く市の責任領域でないものは、民営化、民間開放します。

■ 手順3：市が直接実施すべきか？

市が担うべきと認められた業務について、市が直接実施する必要のない業務は民間への委託等により実施するとともに、業務の性格などに応じて、市民、NPO等との協働により実施します。

ただし、業務の非効率化やコストアップ（市民サービスの向上につながるものを除く。）につながる民間委託等を行わないことを前提とし、市直営と民間委託等のコスト比較を以下の方法で実施します。

試算の考え方

コスト比較を適切に行うためには、それぞれに係る費用の範囲及びその算出方法を統一する必要があります。基本的には、市直営は人件費及び関連経費で運営コストを算定し、委託等では概算委託料により運営コストを算定し双方を比較します。なお、コスト比較は単年度コストと3～5か年度分の合計コストの両方を分析します。

≪ 直営運営コスト ≫

「正規職員人件費」＋「非正規職員人件費」＋「関連経費」＝直営コスト

- ※ 職員人件費は平均人件費で算定（必要に応じて福利厚生等を加算）
- ※ 委託等によりサービス水準が向上する場合には、仮に市職員で同等のサービス水準を提供した場合の想定人件費で比較

≪ 委託等運営コスト ≫

「概算委託料」＋「消費税」＝委託等運営コスト

- ※ 委託等にかかる移行経費についても必要に応じて加算
- ※ 民営化等の場合は、施設修繕に係るコスト負担の見通しを加味する

(3) 具体的検討

㊦ 民間委託等に可能な業務範囲の確認

事務の根拠となる関係法令等を再確認し、検討対象事業の委託可能な範囲を確認します。この際、民間委託等とするために、より多くの業務を民間に委ねることができるか、他の業務と組み合わせて委ねる業務を増やすことが可能かという視点で業務を点検する必要があります。小規模な業務委託より、ある程度の業務規模があった方が効率化や市民サービスの向上に通じる可能性が高くなります。逆に、業務を分割することで民間委託が可能になる場合もあります。

㊧ 業務の質の比較

市直営と民間委託等における業務の質につながる事項についての比較を行います。比較検討を行う際は、市直営の場合と民間委託等の場合のそれぞれにおけるメリットとデメリットをさまざまな角度から整理します。

検討項目	検討ポイント
業務水準	・市直営と民間委託等ではどちらが高い水準の業務を提供できるか。 ・現状の業務水準からの改善が図られるか。
専門知識、技術	・市直営と民間委託等ではどちらが専門知識、技術をより多く有しているか。
公平性、公共性	・民間委託等による事業運営であっても公平性、公共性は確保できるか。
安全性、継続性	・民間委託等による事業運営であっても安全性は十分に確保できるか。 ・民間委託等とした際に、災害・事故が起きたときの対応などのリスク管理は十分に行えるか。

※ 民間事業者への情報提供

業務の質を検討するためには、受け皿となり得る民間事業者に対し、委託対象となる業務の内容や業務量などを提供して、各検討項目の判断に必要な情報を収集します。得られた情報は、業務の質を検討するための判断材料となるだけでなく、民間委託等を実施する際、仕様書を作成する上での有用な基礎資料となります。

㊨ 民間委託内容等の見直し・拡大

既に民間委託等を行っている業務について、業務遂行状況の把握や効果の検証を行い、委託内容の見直しや拡大について検討します。

特に、委託料の積算について見直すべき点はないか、委託先が固定化していないかなど、前例にとらわれず、見直しを検討します。

6 民間委託等の活用に向けた推進方策について

(1) 推進組織

本ガイドラインを活用し、民間委託等を推進するための組織として、民間活力活用推進委員会を設置して、事務事業の担当課と共に具体的に検討を進めます。

(2) P D C Aサイクルによる評価

民間委託等の導入前には、選択する手法が適切であるか、導入後には、選択した手法が想定した効果を挙げられているのかを評価し、常に適切な手法による事業の実施を行う必要があります。このため、評価結果に基づき、必要に応じて事業を見直し、事業実施手法を変更するなどの改善を行うP D C Aサイクルによる事務事業のマネジメントを行います。

◎ 事前評価

民間委託等の活用の事前評価として、事業を実施した場合に想定される効果を明確にし、留意事項等を確認した上で、総合的な評価による具体的導入を検討します。検討の結果、導入による効果が認められ事業を実施する上で課題がない、又は課題の解決が見込まれる場合は、事業に取り組みます。また、選択した手法による想定される効果については、事後評価の指標とするため、可能な限り定量的な設定をするものとします。

◎ 事後評価

民間委託等の導入後には、業務成果の検査やモニタリング評価などの結果とともに、事前評価で想定した効果の達成度を評価し、実施した手法が適していたのかを評価します。また、評価を基に、選択した手法の継続、変更や市の直営事業にするなどの検討を行うとともに、更なる改善を加え事業を実施することを検討します。

なお、モニタリング評価等の基準については、民間委託等の手法によって異なると考えられるため、手法ごとに別に定めるものとします。

民間委託等に適すると考えられる類型的業務一覧

① 定型的・大量発生的業務 ア 集計・電算入力業務（給与計算、調査集計のための入力等） イ 台帳整備等データ管理業務（各種台帳等管理） ウ 調査・統計業務（定期的に実施している調査や統計等） エ 各種アンケート・意向調査業務（アンケート実施、報告書とりまとめ等） オ 収納、給付、融資業務（使用料・手数料の徴収、債権回収等） カ 普及・啓発業務（納税啓発、イベント等の宣伝・普及等） キ 窓口サービス業務（受付案内、資料貸出・情報提供業務等） ク 印刷製本業務（行政資料等印刷・製本） ケ 文書等管理業務（文書・資料の整理保存、文書の収受・発送） コ 廃棄物等収集業務 等
② 専門的知識や技術を必要とする業務 ア 設計・測量業務（施設設計、測量、図面作成等） イ 情報化関連業務（コンピューターソフト開発、高度情報化システム開発等） ウ 審査・検査（書類審査、水質検査等） エ 技術指導・相談・訓練業務（技術指導、経営指導・相談、職業能力開発等） オ 用地買収等業務（用地買収関連業務、登記関係業務） カ 土木施設等維持管理業務（道路等の保守管理等） キ 調査研究等業務（各種計画策定のための調査研究等） 等
③ 各種イベント等関連業務 ア イベント等の運営業務（会場設営、会場案内、駐車場整理、受付） イ 研修会・講習会の企画・運営業務 等
④ 施設の管理運営業務等 ア 公の施設管理運営業務（地方自治法第244条の2によるもの） イ 庁舎・施設等管理業務（庁舎清掃、保守管理、警備、用務員等） ウ 公用車等管理・運転業務 エ 道路監視・維持管理業務（道路巡視・点検、道路補修・清掃・除雪等） オ 調理業務 カ 財産管理業務（未利用地の維持管理） 等
⑤ その他委託により効果的・効率的な執行が期待できるもの ア 広報・番組の制作等業務 イ 職員研修業務 ウ 福利厚生事業 エ 上記のいずれにも該当しない地域に密着した事業 等

検討手順フローチャート



